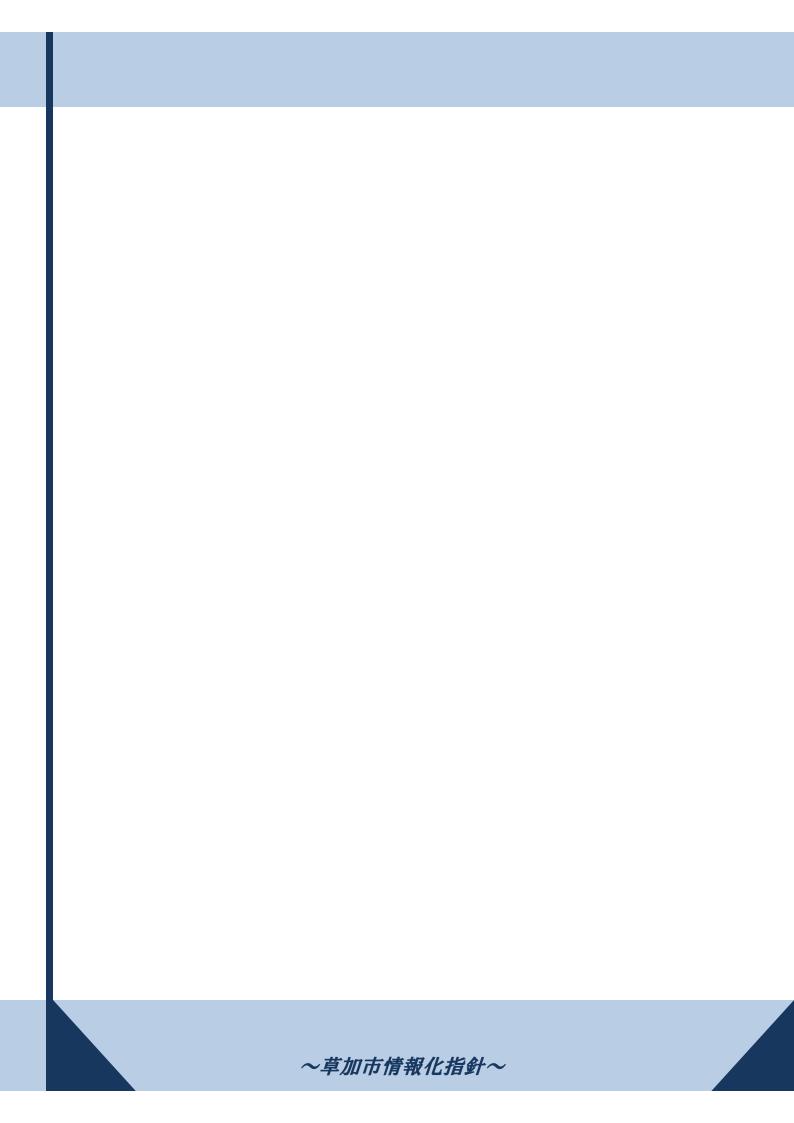
# 草加市情報化指針 ~ITの恩恵が実感できる社会へ~



平成24年12月



平成13年1月に、国の情報化の方針や理念が示された「IT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)」が施行されてから約10年、本市では、「市民サービスの向上」、「行政事務の効率化」、「情報化の基盤整備」を軸に様々な情報化に取り組んできました。

その結果、電子自治体に必要な情報基盤が整備されるとともに、行政から市民の皆様に提供する情報が増加するなどの一定の効果を生み出すことができました。

しかしながら、人口減少や高齢化などの大きな社会的変化に直面している状況化においては、子育て支援や、高年者福祉等に対する重点的な取組や、防災・防犯といった市民生活の全般の安全・安心に関わる事柄への対応など、更なる市民サービスへの対応が求められています。

また、ITをとりまく環境下においては、高速ネットワーク回線やスマートフォンの普及、サイバー攻撃や震災等の新たな課題への対策など、これまで以上に変化を捉えた対応が求められています。

そこで本市では、今後このような社会的変化や新しい | T環境に対応した行政サービスを提供していくために「**草加市情報化指針**」を策定しました。

本指針では、これらの様々な変化に対応していくために目標を掲げ、具体的な3つの視点から「ITの恩恵が実感できる社会」の実現をめざします。

#### 「安心して子育てができる」

### 「高年者が安心して暮らせる」

#### 「全ての世代に安心と便利さを提供する」

本指針により、多くの皆様に、本市の情報化に対する取組を理解していただく とともに、市民の皆様の生活がより豊かなものになるように、今後も引き続き情 報化を進めてまいります。











# 目 次

<ul> <li>第1章 情報化の現状</li> <li>1 社会を取り巻く情報化の現状と課題</li> <li>2 国の情報化施策</li> <li>3 本市の情報化への取組 <ul> <li>(1)市民サービスの向上</li> <li>(2)行政事務の効率化</li> <li>(3)情報化の基盤整備</li> </ul> 4 情報化コスト変化</li> </ul>	2 3 4 5 6 7 8 9
第2章 情報化指針策定の趣旨         1 情報化指針の位置づけ         2 情報化指針の趣旨         3 情報化指針の目標	10 11 12 13
<ul> <li>第3章 ITの恩恵が実感できる社会へ</li> <li>1 ITの恩恵が実感できる社会へ3つの視点〜</li> <li>(1)安心して子育てができるためのIT活用例</li> <li>(2)高年者が安心して暮らせるためのIT活用例</li> <li>(3)全ての世代に安心と便利さを提供するIT活用例</li> <li>(4)他自治体でのIT活用例</li> <li>ITの恩恵が実感できる社会〜全体イメージ〜</li> </ul>	14 15 16 17 18 19 20
<ul><li>第4章 情報セキュリティ対策</li><li>1 草加市情報セキュリティポリシー</li><li>2 情報セキュリティ対策推進体制</li></ul>	22 23 24
用語解説	- 26

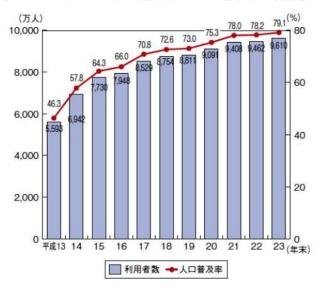
# 第1章 情報化の現状

### 1 社会を取り巻く情報化の現状と課題

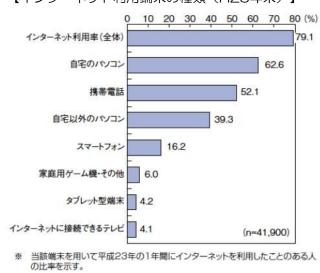
近年、パソコンや<u>スマートフォン</u>などの普及により、市民の多くの方が気軽に、インターネットを利用して情報化社会の恩恵を得ることができるようになりました。

総務省の「情報通信白書」によると、インターネットの利用者及び人口普及率は平成23年末において、それぞれ 9,610万人、79.1%と急激に増加してきております。

#### 【インターネットの利用者数及び人口普及率の推移】

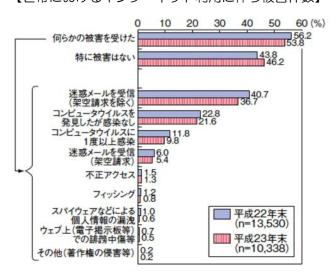


【インターネット利用端末の種類(H23年末)】

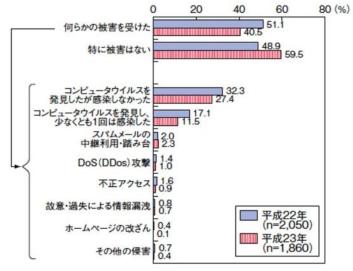


しかしながら、一方で、インターネットを悪用した詐欺、<u>コンピュータウイルス</u>による被害などが拡大しており、個人情報保護へのセキュリティ対策が重要な課題となってきております。

【世帯におけるインターネット利用に伴う被害件数】



【企業におけるインターネット利用に伴う被害件数】



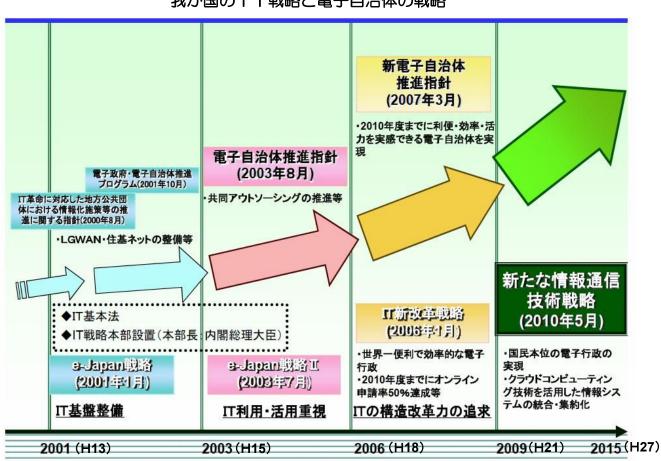
出典 総務省「平成23年通信利用動向調査」

### 2 国の情報化施策

平成13年1月、国は、すべての国民が情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会を実現することを理念とした「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(<u>IT基本</u>法)」を施行し、高度情報通信ネットワークの形成や、行政の情報化などの推進を実施してきました。

また、同時に | T基本法により設置された「<u>| T戦略本部</u>」は、「我が国が5年以内に世界最先端の | T国家となる」ことを目標とし「<u>e-Japan戦略</u>」を策定し、| T基盤整備に重点的に取り組んできました。

更に、平成18年1月には、「いつでも、どこでも、誰でも社会のITの恩恵を実感できる社会の実現」をめざして、「<u>IT新改革戦略</u>」を策定し、その後、平成22年5月には「新たな情報通信技術戦略」を公表し、新たな国民主権の社会を確立するため重点戦略と目標が設定されています。



我が国のIT戦略と電子自治体の戦略

出典 地方自治情報管理概要

### 3 本市の情報化への取組

本市の情報化に関し、 I T基本法制定以降の取組状況は次のとおりです。 H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24 まんまるよやくシステム導入 ホ | 地方税のコンビニ納税開始 システム運用開始インターネット議会中継 草加市あんしんメール 総合窓口運用開始 ムページ管理システム 市民サービスの向上 導入 総合行政システム震災対策 ファイル共有システム導入 H財務会計システム導入 総合行政システム導入 y p e rねっと」 行政事務の効率化 クループウェア 導入 庁内ネットワーク構築 庁内パソコン一括調達 -SO27001 取得 セキュリティUSB LGWAN利用開始 情報化の基盤整備 外部接続機器規制 システムの導入 メモリの導入

### (1) 市民サービスの向上

| 中民サービスの向上 | 市民サービスの向上 | 市民ナービスの向上 | 市民ナービスの向上 | 市民ナービスの向上 | 市民ナービスの向上 | 市民ナービスの向上 | 市民

その他にインターネットを利用した

- · 図書蔵書検索、議会会議録検索
- ・水道使用開始・中止の申込み などのシステムがあります

本市では、平成16年5月より、窓口業務における市民サービスの拡充をめざし、「総合窓口」の運用を開始しました。本運用に伴う、システム導入は、当時としては全国レベルでも珍しく、これまでに多くの自治体が視察に訪れています。

また、同時期に、本市の特区提案がもとに実現した「地方税のコンビニ納税」に伴うシステムをいち早く導入してきました。

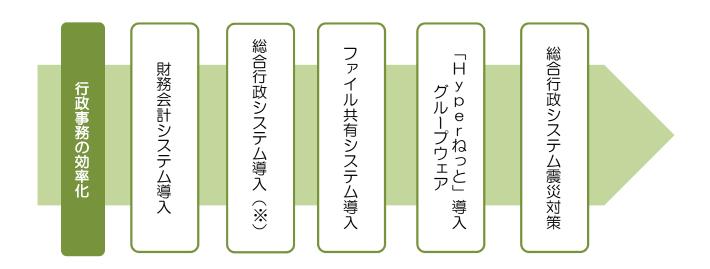
更に、同年8月には<u>埼玉県東南部都市連絡調整会議</u>において、共同利用による公 共施設予約案内システム「まんまるよやく」を導入し、施設利用の利便性を高めて きております。

最近では、市のホームページを見やすくしたり、市民の皆様に様々な情報をいち早く届けるための「あんしんメール」の配信を開始するなど、市民サービスの向上に向けた、様々な情報化を推進してきております。





### (2) 行政事務の効率化



本市では、平成12年4月から電子決裁を利用した財務会計システム、また、同年 5月から自治体業務の基幹となる総合行政システムを稼働しました。

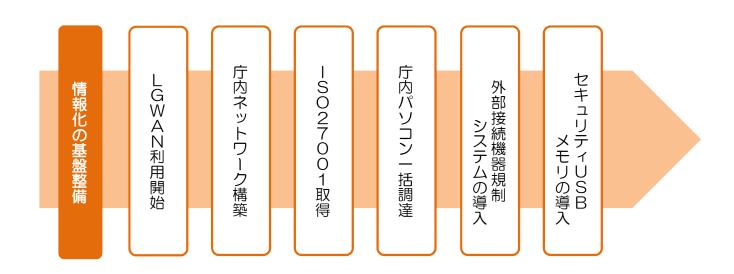
総合行政システムには、Web型システムを導入。当時では、全国的にも新しい 試みとして取り組んできました。

また、その後は、ファイル共有システムやグループウェアの導入により、職員間の情報共有や各種情報の入手における利便性を高めてきました。

#### (※)総合行政システム/各個別システム一覧



### (3)情報化の基盤整備



昨今の急速な情報化に伴い、重要情報をねらった「<u>サイバー攻撃</u>」や「個人情報の流出」などが社会問題となってきております。

本市では、これらの問題へ対応し、市民の皆様の大切な情報を安全に管理するため、これまでに様々な情報化の基盤整備を行ってきました。

平成16年・・・全庁的な庁内ネットワーク基盤を構築

→ネットワーク回線を利用したデータのやり取りが安全に行える 環境を整備

平成19年・・・国際規格である I SO27001 (通称 I SMS) 認証を取得 → 行政情報を適切に管理する仕組みを整備

平成21年~22年

・・・・パソコン接続するUSBメモリ等へのセキュリティ対策を実施→外部からのウイルス感染及び情報の漏えいを防ぐためのシステム 環境を構築





### 4 情報化コスト変化

本市における情報推進課の4事業(情報推進事業、基幹システム運用管理事業、 OA機器運用管理事業、セキュリティ管理事業)に係る過去10年間の事業経費は、 次のとおりです。



情報推進課総事業経費に関しては、10年前と比較し、約3割程度減少しています。

# 第2章 情報化指針策定の趣旨

### 1 情報化指針の位置づけ

草加市情報化指針は、本市の総合振興計画基本構想のもと、情報化推進の方向性や基本的な考えを示すものです。

今後の本市の情報化に関しては、「ITの恩恵が実感できる社会」の実現をめざして様々な対応に取り組んでいきます。

# 草加市総合振興計画基本構想 (快適都市一草加一)

前期基本計画

中期基本計画

後期基本計画

施策12 地域情報化の推進/電子市役所の構築

インターネットや携帯電話に代表される<u>ICT</u>(情報通信技術)の急速な 進歩と普及は、市民生活や事業活動、行政サービスなど地域社会に大きな変 化をもたらしています。

本市においても、インターネットを活用した各種行政情報の提供、公共施設や図書の利用予約、市長へのEメールなど、新しいサービスやコミュニケーションが生まれ、市民と行政との関係が大きく変化しました。

また、情報基盤の整備として、各種ネットワーク網の整備や1人1台のパソコン配置など、電子市役所の構築に向けた基盤整備を促進するとともに総合行政システム(住民記録・税総合・福祉総合等)や財務会計システムなどの運用を行い、行政事務の効率化・迅速化を図っています。

今後、さらなる情報化を推進し、市民の立場に立った便利で簡素な電子市役所の構築をめざすため、国等の動向を踏まえながら、関係団体などと連携し、地域情報化施策に反映させていきます。

さらに、<u>情報セキュリティ・マネジメントシステム</u>を推進し、情報を様々な脅威から守り、リスクを軽減させ、情報資産の機密性、完全性及び可用性をバランス良く維持・改善していきます。



### 草加市情報化指針

~ | Tの恩恵が実感できる社会(快適都市-草加-)をめざす~

### 2 情報化指針の趣旨

本市では、これまで数々の情報化に向けた基盤整備をはじめ、市民サービスの拡充や内部の行政事務の効率化をめざし様々な取組を行ってきました。

しかしながら、昨今の情報化技術の発展により、日常生活のあらゆる場面において 情報化が急速に進展し、求められる情報化施策も多様化してきております。

そこで、本市は、今後展開していく様々な情報化の土台となるものとして「草加市情報化指針」を策定しました。

本指針では、ITの恩恵が実感できる社会(快適都市ー草加一)の実現に向け、めざす方向性を「安心して子育てができる」、「高年者が安心して暮らせる」、「全ての世代に安心と便利さを提供する」の3つの視点に整理しております。

I Tの恩恵が実感できる社会(快適都市−草加−)をめざす 全ての世代に 安心と便利さを 提供する 高年者が安心 安心して子育て して暮らせる ができる 市民サービスの向上 情報化の 行政事務の 行政の保有する 基盤整備 効率化 様々な情報 様々な情報の安全な管理

### 3 情報化指針の目標

本市の情報化推進に向けては、「情報化による利便性の向上」,「バランスのとれた情報化投資」,「保有する情報の安全な管理」の3つを基本目標とし、様々な情報化施策を展開していくことで「ITの恩恵が実感できる社会」の実現をめざします。







### ITの恩恵が実感できる社会(快適都市−草加−)をめざす

### 目標1 情報化による利便性の向上

- (1) 市民の皆様の利便性の向上を図ります。
- (2)安全・安心を提供できるよう、積極的な情報発信を行います。
- (3) 行政事務の効率化・簡素化を図ります。

### 目標2 バランスのとれた情報化投資

- (1) 既存の<u>| T資産</u>を有効活用し、情報化への投資コストを抑えます。
- (2) 新たな I T投資は、内容を十分に精査し、必要範囲を明確にします。
- (3) できる限り、多くの人々が恩恵を受けられる情報化投資を行います。

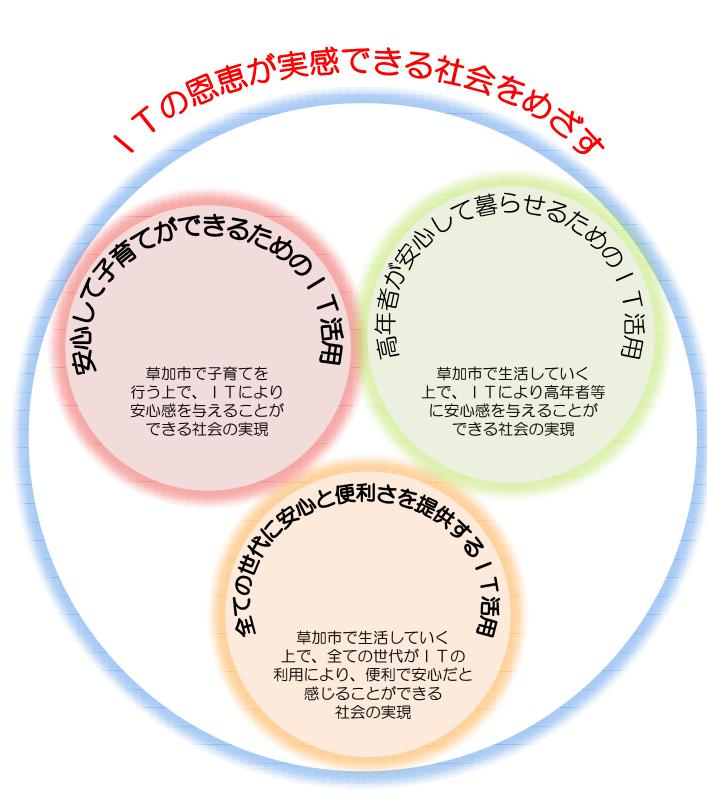
### 目標3 保有する情報の安全な管理

- (1) 市で保有している情報資産を万全のセキュリティ体制で守ります。
- (2) 震災・火災等に備えた万全な管理体制の構築を行います。
- (3)情報セキュリティ・マネジメントシステムを推進し、情報を様々な脅威から守ります。

# 第3章 I Tの恩恵が実感できる社会へ

### 1 ITの恩恵が実感できる社会へ

本指針のもと「ITの恩恵が実感できる社会」の実現に向け、次の3つの視点からITの利活用状況及び他自治体の先進事例等を紹介いたします。



### (1) 安心して子育てができるための | T活用例

### 災害時子ども安心メール

災害時子ども安心メールの利用により、災害等の緊急時における保育園及び 児童クラブなどの子育て支援施設と保護者との連絡体制を充実させることがで きます。

#### <ポイント>

- ◇電話連絡網に比べ、迅速で正確な伝達が可能になります。
- ◇保護者がメールアドレスを登録すれば、家にいなくても情報を受け取ることができます。
- ◇各施設の情報が登録者に配信されるので、連絡の行き違いが無くなります。

※本システムは、平成25年2月運用開始予定です。





### 子育て<u>ポータルサイ</u>トの開設

子育てに関する情報を、市民と行政の協働により的確かつスピーディーに提供するとともに、インターネットを利用した相談対応等を行うことで幅広く、子育て世代の市民を支援することができます。

#### **<ポイント>**

- ◇妊娠や出産、乳幼児期の子育で等、ライフステージや住んでいる地域、知りたいテーマごとに、子育てに関する情報を提供することができます。
- ◇行政主催の事業のみならず、子育でサークルや市民団体等が 開催する事業やイベントまで、幅広い情報の提供が可能にな ります。
- ◇インターネットを利用した双方向の相談受付が可能となります。



memo 市では、平成24年11月1日より、子どもの通院に係る医療費の支給(子ども医療費の無料化)の対象年齢を中学3年生までに拡大しています。

本施策の実施に伴い、本市の総合行政システムについて、新たなシステム修正作業等を実施しております。

### (2) 高年者が安心して暮らせるための | T活用例

### 救急ネット(医療・救急情報管理システム)

ひとり暮らしの高年者(65歳以上)や高年者のみの世帯の方の医療・救急情報(かかりつけ医、持病、服薬情報、緊急連絡先等)を市及び消防本部に登録し、救急搬送の際、消防本部から救急隊に情報を提供します。(通院中で、処方された薬を服用している方が対象です。)

#### <ポイント>

- ◇登録した方が自宅で具合が悪くなり、家の<mark>固定電話から119番通報を行うと、</mark> 消防本部側で即座に登録情報を確認できます。
- ◇登録した方が外出先(市内)で病気や事故で倒れた場合にも、登録証をもっていると、救急隊員が消防本部に登録情報を迅速に確認できます。
- ◇患者の方との会話が困難な時にも、救急隊員がいち早く患者の情報を 把握し、受け入れ医療機関の選定など迅速な対応が図れます。

### あんしん見守りネットワーク

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高年者で、発作性の疾患があり、緊急時に電話で通報することが難しい方や、常時ねたきりの状態にある高年者で、日常生活を営むのに支障がある方に対して、緊急時に速やかに通報できるよう、緊急通報装置を無償貸与します。

#### **<ポイント>**

- ◇ひとり暮らし高年者世帯等に生じる緊急事態に対する不安を軽減するとともに緊急時に迅速な対応を行うことができます。
  - ※申請受付後に訪問調査を行い、サービス利用の可否を決定します。



memo

市では、高年者の皆様が住み慣れた自宅や地域で安心して生活ができる様、地域 ぐるみで高年者の生活を支援する「高年者地域見守りネットワーク」, **愛称 634** (ムサシ) ネットワークを実施しています。

### (3) 全ての世代に安心と便利さを提供する | T活用例

### 草加市あんしんメールの配信

電子メールアドレスを登録することで、災害や防犯等の情報をメールで受け取ることができます。

#### <ポイント>

- ◇パソコン、携帯電話のどちらでもメール受信が可能です。
- ◇選択項目から欲しい情報を選んで受信することが可能です。
  - 〜選択できる情報〜
    - ・災害等に関する情報
    - ・気象等の警報に関する情報
    - ・交通安全に関する情報
    - ・火災に関する情報
    - ・防犯に関する情報



### 公共施設予約案内システム「まんまるよやく」

インターネットに接続したパソコン・携帯電話・固定電話等から、いつでもどこでも、公共施設の「抽選・空き申し込み」や「抽選・空き情報の照会」ができます。

#### <ポイント>

- ◇施設の窓口に直接足を運ばなくても、インターネットから簡単に予約等ができます。
- ◇近隣の自治体(越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)の公共施設も予約可能です。
- ◇24時間365日利用が可能です。(システム点検時等除く)
- ◇文化施設、体育施設のどちらも利用可能です。





#### 各種証明書のコンビニ交付

コンビニ交付のシステム導入によって、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアにて受け取ることが可能になります。

本システムについては、導入コストやコンビニ事業者に支払う手数料、利用できるコンビニが限定されてしまう等の課題整理及び「<u>マイナンバー法案</u>」の進捗 状況等を見極めながら対応を進めていきます。

### (4) 他自治体での | T活用例

「ITの恩恵が実感できる社会」の実現に向け、参考になる他自治体の先進的な取組を3つの視点から紹介いたします。

#### 安心して子育てができるためのIT活用

#### 子育て支援連携システム(福岡県添田町)

子育て中の家庭に対して様々な情報を発信するとともに、妊娠時から、小中学校までの子どもの健康情報集積・活用することにより、地域ぐるみで子育てを支える運用システムを構築。

#### 地域保健医療情報システム(兵庫県加古川市、稲美町、播磨町)

利用希望者からの申し込みに基づき、医療検診や検査の結果、病名や処方された薬などの診療に必要な情報を地域住民のPHD(パーソナル・ヘルス・データ)として蓄え、病院や診療所にかかった際に、「いつでも、どこでも、だれでも」が安心して適切な医療サービスが受けられるシステムを構築。

#### 周産期医療情報ネットワークシステム(岩手県)

安全・安心な妊娠、出産、育児のため、岩手県内の医療機関や市町村などの間をインターネット回線で結び、妊産婦の検診情報や診療情報を共有して、保健、医療関係者の綿密な連携を実現する運用システムを構築。

#### 高年者が安心して暮らせるためのIT活用

#### 遠隔健康相談システム(岩手県遠野市)

住民が定期的に公民館に集まり、血圧、体重、歩数を登録し、登録データをネットワークを通じてサーバに蓄積。蓄積されたデータを元にテレビ電話を活用して遠隔地の医療機関から(医師等が)住民の健康指導を実施。

#### 健康づくりプログラム/ICT健康サポート事業(茨城県つくば市)

日常的な血圧や歩数など健康を管理するデータ蓄積、健康管理データの「見える化」、双方向の情報共有を通して健康づくりのコミュニティの形成、健康に関する情報や医学的知見等の提供を軸に、ICTを活用した健康サポート事業を実施。

#### スマートウェルネスみつけの推進(新潟県見附市)

ICTを活用して、個人の身体状況にあった個別プログラムメニューの策定、ウォーキングや筋カトレーニング実績の登録と見える化、個別アドバイス等の実績レポートの送付を実施。

#### 全ての世代に安心と便利さを提供するIT活用

#### 電子町内会システム(岡山県岡山市)

インターネットを活用し、町内会活動を行ったり、地域情報を発信することで地域住民のコミュニケーションの促進を図るとともに、地域コニュニティの活性化を図ることを目的として電子町内会サイトを構築。

#### しながわすまいるネット(東京都品川区)

区民活動の活性化を図るため、区内で活動する様々な分野の団体、サークル等の情報を集め、活動の紹介、メンバー募集やイベントの案内などを自ら発信、検索を行う場を提供する活動情報サイトを構築。

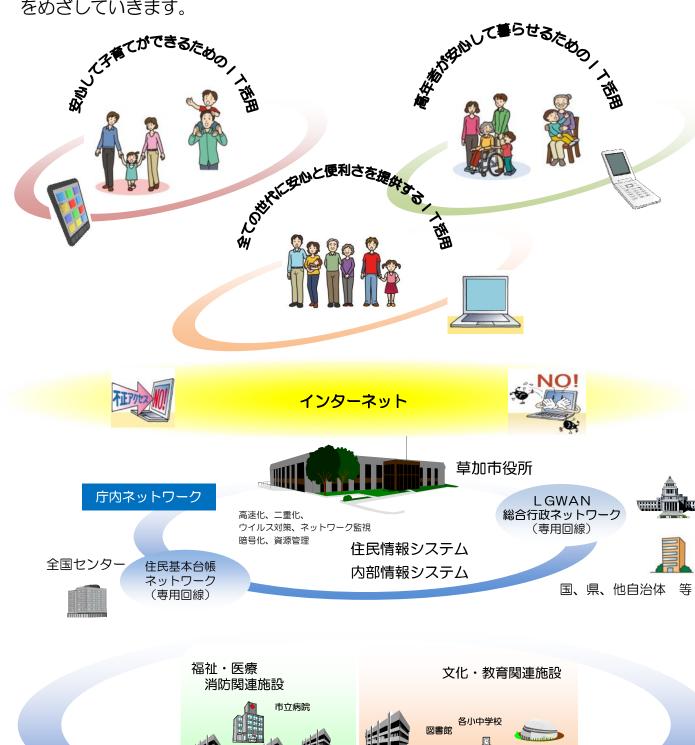
#### ご当地グルメ専用アプリ(神奈川県横須賀市)

横須賀市のご当地グルメであるよこすか海軍カレーをPRするためのスマートフォン用アプリケーションを構築。ナビゲーション機能や口コミ機能、クーポン機能を取り入れ、多くの人に利用してもらうことで観光客の向上をめざす。

出典 一般財団法人 全国地域情報化推進協会発行誌「Future] 財団法人 地方自治情報センター発行誌「月刊 LASDEC」

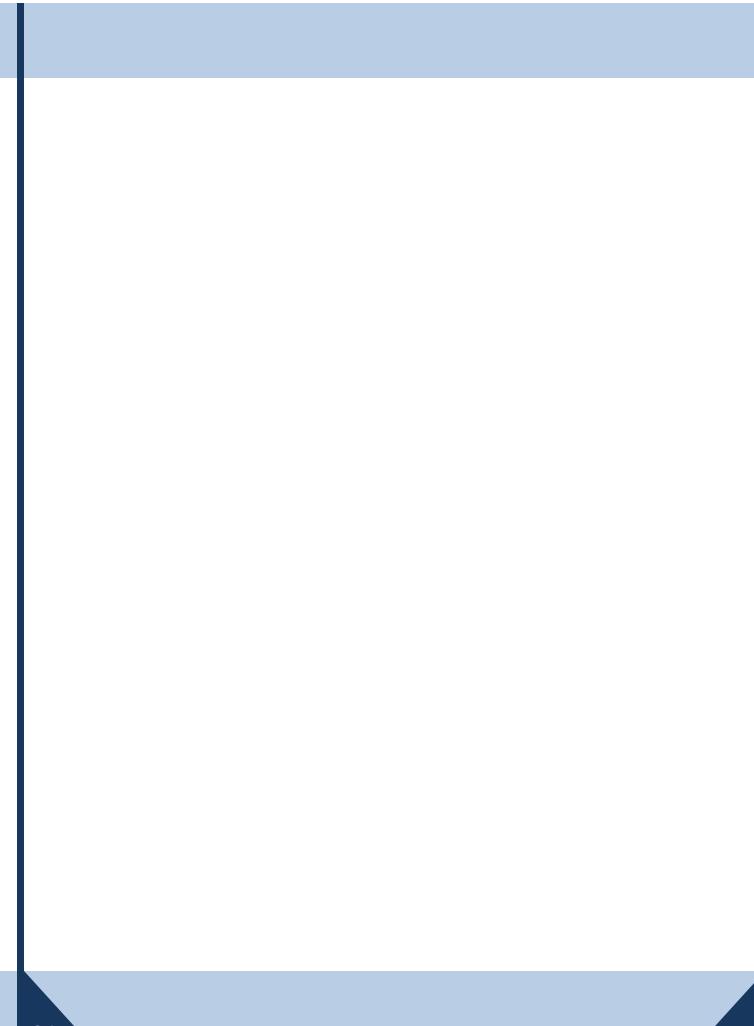
### 2 ITの恩恵が実感できる社会 ~全体イメージ~

今後の情報化にあたっては、市が保有する情報の安全な管理と情報化による利便性 の向上をバランスよく両立させていくことで「ITの恩恵が実感できる社会」の実現 をめざしていきます。



出先基幹ネットワーク(専用回線)

各福祉施設 消防本部



# 第4章 情報セキュリティ対策

### 1 草加市情報セキュリティポリシー

本市では、草加市情報<u>セキュリティポリシー</u>をもとに、情報漏えいや新たな脅威への対応などについて、全庁的なセキュリティ対策の強化を図ってきております。

#### 草加市情報セキュリティポリシーの体系

- ◆草加市情報セキュリティ基本方針 情報セキュリティポリシーの中で最上位に位置するものです。 当該基本方針は、本市に属するすべての組織が遵守するものです。
- ◆草加市情報セキュリティ対策基準 草加市情報セキュリティ基本方針に基づき、より具体的な事項をセキュリティ 対策基準として取りまとめたものです。

草加市情報セキュリティ基本方針

草加市情報セキュリティ対策基準

草加市情報化推進委員会設置要綱

システム利用基準草加市情報処理

ワーク運用管理要領草加市行政情報ネット

草加市〇A機器草加市〇A機器草加市〇A機器

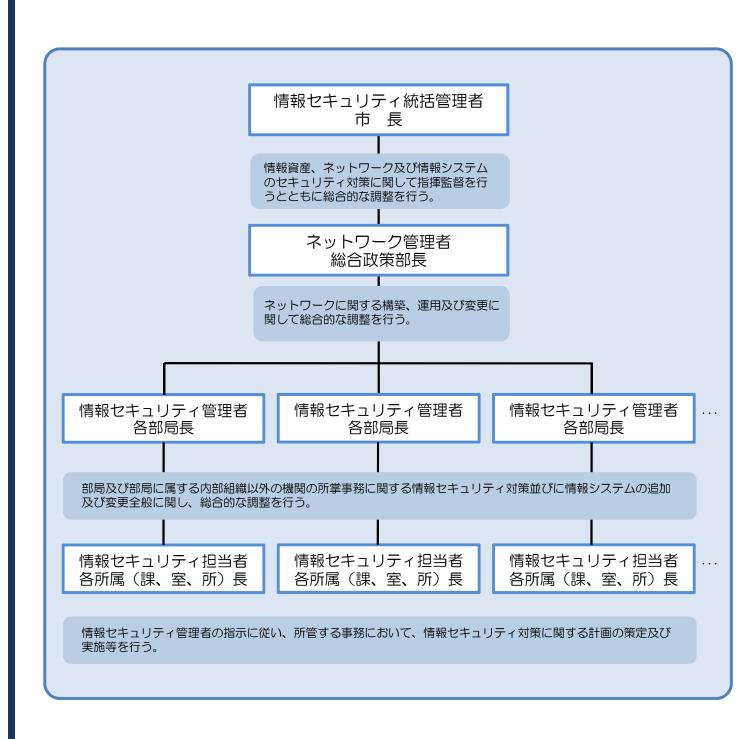
ーSMS 情報推進課適用ーSO27001準拠マネジメントシステム情報セキュリティ

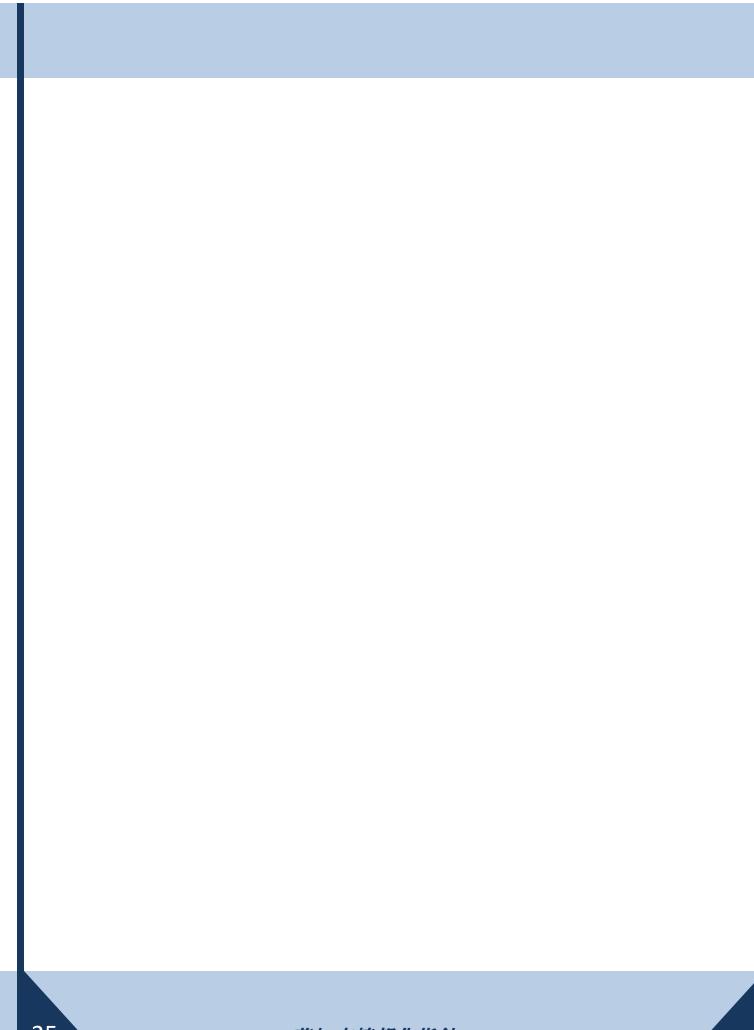
草加市個人情報保護条例

### 2 情報セキュリティ対策推進体制

情報セキュリティ対策を確実に実施するには、体制を整備し、一元的に取り組む必要があります。

本市における情報セキュリティ対策の推進体制は、情報セキュリティ統括管理者のもとで統一的に管理しています。





# 用語解説

本指針の文中にアンダーラインを引いている用語について説明を行っています。

#### スマートフォン(P3)

音声通話のほか、インターネットの閲覧や、電子メールの送受信、文書ファイルの 作成・閲覧、写真や音楽、動画の再生などができる多機能な携帯電話端末。

#### <u>コンピュータウイルス(P3)</u>

外部から他人のコンピュータシステムに入り込み、破壊やいたずら・重要情報の外部漏えい等を行う悪質なソフトウェアの総称。

#### <u>I T基本法(P 4)</u>

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた法律。

正式名称は「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」。国としての方針や理念を示したもの。

具体的には高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部や、国や地方公共団体の負うべき責務、今後のロードマップなどを定めている。平成12年11月29日に成立し、翌年1月6日より施行された。

#### | T戦略本部(P4)

「真に豊かで活力のある経済の実現のためには、IT革命に、日本として戦略的かつ重点的に取り組むことが重要である。IT革命の恩恵を全国民が享受し、かつ国際競争力のある「IT立国」の形成をめざし、官民の力を結集して、戦略的かつ重点的に検討を行う」ために、平成12年7月、情報通信技術戦略本部/IT戦略会議が設置された。

#### <u>e-Japan戦略 (P4)</u>

平成12年9月21日に森首相(当時)が所信表明演説の中で掲げた、全ての国民が情報通信技術を活用できる日本型 I T 社会を実現するための構想。

全国民がITのメリットを享受できる社会を実現し、それによって産業分野での国際競争力の強化や経済構造の改革、国民生活の利便化などを成功させることを目的に、国家が中心となって情報技術の普及に取り組んでいこうとする構想である。

#### Ⅰ T新改革戦略(P4)

e-Japan戦略に続くIT戦略として、平成18年1月に発表。

e-Japan戦略での成果や課題を総括するとともに、少子高齢化や安心・安全の確保といった社会的課題を解決するため、ITによる構造改革をどのように推進していくかを示し、平成22年にはITによる改革を完成させることを目標としている。

#### ファイル共有システム(P5)

ネットワークを介して、ひとつのファイルを複数のコンピュータで利用できるようにするシステム。

ファイルの共有機能を使うと、フロッピーディスクやUSBメモリなどの外部記憶媒体を使用せずに、複数のコンピュータ間で互いにデータをやり取りすることができるようになる。

#### グループウェア(P5)

ネットワークを活用して、情報を共有し、グループによる共同作業を効率的かつ効果的に支援するソフトウェアの総称。本市では、庁内メール、電子掲示板、スケジュール管理などの機能を利用している。

#### LGWAN (P5)

全国の地方公共団体や政府行政機関を結ぶ行政機関専用の閉鎖的なネットワーク (Local Government Wide Area Network)。

#### <u>ISO27001 (P5)</u>

企業や組織における情報セキュリティマネジメントに関する基準(国際規格)。 ISO27001は組織における情報資産を正しく運用管理することを主な目的としている。

### セキュリティUSBメモリ(P5)

暗号化機能付きUSBメモリ(コンピュータに接続してデータの読み書きを行う補助記憶装置)。

#### 埼玉県東南部都市連絡調整会議(P6)

埼玉県東南部にある草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町による広域行政組織。

#### Web型システム(P7)

インターネット技術を利用したシステムのこと。

Web型システムの場合、パソコン上にアプリケーションをインストール必要がなく、サーバ上で処理を行うため、データの一元管理が容易になるとともにメンテナンス性も向上する。なお、Webの本来の意味はクモの巣や織物を指す。

#### サイバー攻撃(P8)

インターネット等のネットワーク上で、特定の団体や企業、個人等のコンピュータ やネットワークに侵入し、データの搾取や破壊、改ざんなどを行う破壊活動のことを 指す。

#### <u>ICT (P11)</u>

Information (情報) やCommunication (通信) に関する技術の総称。 日本では同様の言葉としてIT (Information Technology:情報技術) が普及している。

ただし、国際的にはICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)が広くつかわれている。

### 情報セキュリティ・マネジメントシステム(P11)

企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組み。 各種システム上でのセキュリティ対策だけでなく、情報を扱う際の基本的な方針や、 それに基づいた具体的な計画、計画の実施・運用、一定期間ごとの見直し等を含めた トータルな運用体系のことを指す。

#### I T資産(P13)

企業や組織などで保有している情報全般のこと。自治体では、住民情報や財務情報などの情報を保有。また、情報自体に加え、ファイルやデータベースといったデータ、CD-ROMやフロッピーディスクなどのメディア、そして紙の資料も情報資産に含まれる。

#### ポータルサイト(P16)

インターネットに接続するときに、玄関口となるホームページサイトのことで、利用者が必要とする機能やサービスなどを総合的に案内してくれるもの。

#### <u>マイナンバー法案(P18)</u>

正式名称を「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」という。

IT戦略本部は、国民本位の電子行政の実現に向け、新たな情報通信技術戦略として、「社会保障の安心を高め、税と一体的に運用すべく、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度の整備を行うとともに、自己に関する情報の活用については、政府及び自治体において、本人が監視・コントロールできる制度及びシステムを整備する。」と決定している。

現時点(平成24年12月)において本法案は、衆議院解散の影響で廃案となっており、今後の動向が不明確な状況。

#### セキュリティポリシー (P23)

企業や官公庁等の組織全体の情報セキュリティに関する基本方針等を文書で示したもの。

本ポリシーの策定により、職員意識の向上を図り、安全に情報を運用していくとと もに、対外的なイメージの向上や信頼性を高めることができる。

## 草加市情報化指針

発行日:平成24年12月

発行者:草加市 総合政策部 情報推進課